

立川市議会 立川市議会政治倫理条例検討会議記録

令和5年3月20日(月曜日)

開議 午前9時59分 散会 午後0時14分

出席委員(7名)

| | | | | |
|-----|---|---------|----|---------|
| 議長 | 長 | 木原 宏君 | 議員 | 上條 彰一君 |
| 副議長 | 長 | 高口 靖彦君 | 議員 | 稲橋 ゆみ子君 |
| 議員 | 員 | 頭山 太郎君 | 議員 | 大石 ふみお君 |
| 議員 | 員 | 山本 みちよ君 | | |

議会事務局職員

| | | | |
|--------|--------|----|--------|
| 事務局 長 | 秋武 典子君 | 主任 | 小林 直岐君 |
| 事務局 次長 | 諸井 陽子君 | 主任 | 武藤 庸平君 |

会議に付した事件及び審査結果

- 1 改正までのスケジュールをどうするか…P2
- 2 条例の趣旨・目的を再考するか…P9
- 3 政倫審への付託可否を議運で判断するか…P20
- 4 政治倫理基準の見直しをするか…P28
- 5 次回検討会議の日程調整…P30

〔開議 午前9時59分〕

○議長（木原 宏君） おはようございます。

ただいまから立川市議会政治倫理条例検討会議を開催いたします。

本日が第3回目の開催となります。本日の議題につきましては、お手元に配付の日程のとおりでございます。

本日の進め方についてお諮りをしたいと思います。

初めに、本日の資料について議会事務局から説明をお願いいたします。

次に、本日御検討いただきたい事項について、事務局から説明をお願いいたします。

1、改正までのスケジュールをどうするのか、2、条例の目的を再考するのか、3、政倫審への付託可否を議運で判断するのか、4、政治倫理基準の見直しをするのかの大きく4つの検討項目が示されているところでございます。

このそれぞれについて、項目ごとに事務局からの説明の後、順次御検討をお願いしたいと思います。

最後に、次回の日程を御決定いただきたいというふうに思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木原 宏君） 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

初めに、本日の資料について、議会事務局から御説明をお願いいたします。

○議会事務局次長（諸井陽子君） 本日の資料については、代表者会議と同様に全て議会クラウドに上げており、紙の配付はございません。

議会クラウドの、市議会、立川市議会政治倫理条例検討会議、R5、3月20日のフォルダを御覧ください。

資料1は、第3回検討会議における検討事項です。

本日は、この内容に沿って御検討をいただきたいと思っております。

資料2は、検討会議の各回の予定案です。

第3回定例会で条例を改正とした場合、いつ

までに、何について検討をする必要があるか。その目安となるように作成した案です。この後すぐ、このスケジュール案についても御検討いただきます。

参考資料は1から6までございます。これらは、御検討いただく際の参考となるように御用意したものです。必要に応じて御覧ください。

参考資料1は立川市職員倫理条例、参考資料2は同条例の施行規則です。この条例は、立川市議会議員政治倫理条例とほぼ同時期に制定されたもので、前回の先生の講義において、政治倫理基準の規定の仕方の参考になるものとして挙げていただいたものです。

参考資料3は、近年制定された他団体の政治倫理条例です。

参考資料4は、その中から政治倫理基準に関する条文を抜き出したものです。今回は、特に政治倫理基準に関する部分について、他市では何をどのように定めているのか、御参考にさせていただければと思います。

参考資料5は、最近の政倫審開催事例です。ここ2年ほどの間に政倫審の開催が行政専用のニュースサイト「47行政ジャーナル」に掲載された事例について、その審査報告書をまとめたものです。どのような事案で政倫審が開催され得るのか、どのような審査が適切であるのかなどを考えていただく際の御参考にさせていただければと思います。

参考資料6は、現在の立川市議会議員政治倫理条例とその施行規則です。

参考資料7と8は、条例改正に当たり検討すべき点についてのアンケートの集計結果で、第1回検討会議でお示したものです。

説明は以上です。

改正までのスケジュールをどうするか

○議長（木原 宏君） それでは、日程1、改正までのスケジュールをどうするかを議題といたします。

資料1を御覧ください。

まずは、事務局から説明をお願いしたいと思えます。

○議会事務局長（秋武典子君） それでは、改正までのスケジュールをどうするかについて、事務局から御説明いたします。

まず、資料2を御覧ください。

第3回定例会で条例を改正するとした場合の今後のスケジュールと検討課題をお示ししたものです。

ここでお示ししている検討項目は、会派アンケートをまとめたものに、前回の政治倫理条例検討会議アドバイザーの講義の内容を加味して作成したものです。

まずは、こちらを御確認いただき、今後の検討項目やスケジュールを共有したいと考えています。

続いて、資料1を御覧ください。

パブリックコメントの実施について御検討いただきたいと思えます。

パブリックコメントを実施する場合、改正案が整った段階で公表して意見を募り、いただいた意見を取り入れるかどうか検討するため、ある程度の期間が必要になります。そのため、全体のスケジュールに関わることで、この段階で実施するかどうか御決定いただきたいと考えています。

ここでは、パブコメについて、第3回定例会での条例制定の予定は変えずに実施するか。条例制定の予定を遅らせてパブコメを実施するか。パブコメは実施しないか。このいずれにするかを御検討ください。

この点について、事務局としては、政治倫理条例は市民の代表者である議員が自ら制定する条例であること、市民の権利義務に関わるものではなく、議会内部の問題であることから、パブコメは必ずしも行わなくてよいのではないかと考えています。

市民からの意見の募集をするよりよい方法としては、市議会ホームページにフォームを設け、議会内での検討と並行して意見募集をする方法はある

と考えています。

まずは、以上御説明した内容について、論点の内容や重みづけの認識に相違がないか、このスケジュールで進めて問題がないか、パブコメを実施するか、この3点について御検討をお願いいたします。

以上です。

○議長（木原 宏君） それでは、網かけの枠内の検討項目について、皆様に御議論をいただきたいというふうに思えます。

大きく検討事項、今、スケジュールの確認、あるいはそのスケジュールに関わってくることでございますけれども、先日の駒林先生のアドバイスの中でも、パブコメという考え方をどうするのか、いろいろなことも示されておりますので、ここで皆様方に、パブコメをどういうふう to 実施するかによってもスケジュール感は変わってくるというふうに思えますので、まず皆様方からの御意見も賜りたいというふうに思えますので、御意見がございましたらお出しをいただければというふうに思えますので、よろしくお願いをいたします。

御意見ございますでしょうか。

○議員（上條彰一君） この政治倫理審査条例の成立経過からしますと、2003年の10月に市の職員と事業者の逮捕に始まって、市の職員でいうと総務部長が逮捕されるという、そういう事態がありました。

当時、私も議員に在籍をしていたんですが、議会の有力といわれた議員も総務部長のノートと言いましたかね、契約課長のほうだったかな、名前が出ているということで、事情聴取などを受けるという中で、当時、入札事件の原因究明と再発防止調査特別委員会がつくられて、いろいろ市側からの報告を受けて、同時に裁判が行われたんですが、そういう中で、かなり急いでつくられたという状況でした。

それで特に、急いだんだけれども、議員の中での意見調整というのが相当やられて、特別委員長からのこの条例案の提案がされて、議員全員協議会に諮られ、もちろん特別委員会での審議を経て、さらに

総務委員会で審議を経て議決をするというふうになったという状況でした。

それで、ただ、そのときは、今から20年ほど前になりますけれども、まだ、これほど市民参加の問題だとか、そういった問題が重要だというそういう認識はなかったわけであります。

その後、できた議会基本条例、この中でも第26条に見直し手続の項でも、「常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、不断の評価と改善を行い」と規定をされておりますし、やはり市民の方の、市民の意見をしっかりと聞きするというのは、今、必要なことなのではないかなと思います。

ですので、ぜひパブリックコメントは実施をして、しっかりとその意見も踏まえた上で条例改正を行っていくというのが必要ではないかなと思います。

遅れましたけれども、今回、非常にたくさんの資料をそろえていただいて、非常に勉強になりました。そういう意味では、これからもぜひいろいろと事務局の皆さんには御協力をお願いしたいと思います。

1点、ちょっとお聞きしたいのは、パブリックコメントをすることで、大体時間的にはどのくらいを要すのかというところが、スケジュール的な問題としてあるのではないかなと思います。

それで、このスケジュールと、今回の検討項目の案を見ますと、おおむねこの案でいいと思いますし、パブリックコメントをすれば、これに一定の時間的なものを加えるというふうにしていくのか、それとも9月の第3回定例会に提案をするということになると、この中でパブリックコメントができるのかどうかということも、いろいろ日程調整をしなければいけないのかなと思いますけれども、いずれにしても、パブリックコメントはしっかりやっていく必要があるんじゃないかなと思います。

以上です。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。

今、上條委員言われたとおり、本日の第3回の検討会議に先立つアドバイスとして、駒林先生から前

回2月8日にアドバイスをもらっております。少し時間的な経過もたつて、おっしゃるとおり情報も多岐にわたっておりますので、皆さんと整理しながら進めさせていただきたいというふうに思います。

今、パブリックコメントのほうはやったほうがいいんじゃないかということですが、実際、その期間をどういうふうにするのかということによって、条例制定の予定を遅らせてパブコメを実施するのか、あるいはこの案に示されているとおり、最初に決めた第3回定例会に上程をするという予定は変えずにパブリックコメントを検討するのかということも出てきますけれども、一般的にパブリックコメントの時間的なものというのは、どういう考え方でいけばいいのか。事務局でその辺が分かればお示しをいただきたいと思います。

○議会事務局長（秋武典子君） 行政側のほうでは、パブリックコメントのガイドラインを定めておまして、その中で、政策等の案の公表の日から起算して20日以上意見募集期間を設けるということが定められています。

これに倣う、これに準ずるとすれば、20以上の意見公募期間が必要で、そこから、そのいただいた意見を整理し、また議会としての考え方をお示しし、またどれを盛り込むかということを決定するという形になると、最低1か月から1か月半、長ければ2か月ぐらいを追加しなければならないのではないかなというふうには考えています。

以上です。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。

パブリックコメントを実施するとして、市のほうで持っているガイドラインに照らし合わせると、意見をいただく期間を20日以上というふうに捉えて、その後、コメントの整理、あるいは議会の考え方の整理、どれを採用するか、しないかということも踏まえると、1か月から1か月半、2か月ぐらいかかる、最長でかかることも考慮して、スケジュールをどうするのかということ、ぜひ皆さんで御協議を

いただきたいというふうに思いますので、それを踏まえて御意見を重ねていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○議員（山本みちよ君） 詳しい資料の提供、大変ありがとうございました。

私は、このパブコメを実施するかどうかについては、先生から2月8日の助言の②にあるように、今回のいろんなやり取りを考えというか、骨格は変えないで具体化するという位置づけなら不要というところ。

ここはすごく私的には、こちらの方法がいいかなというふうに大枠では考えているんですけども、さらに、その政治倫理条例、何のためにつくのかということが、やはり議員がしっかり自ら自覚をすること、その内容を自分の中に落とし込むというか、そういう作業が必要なものなんだろうと思います。

そういった面からも、この事務局案にありますように、必ずしもパブコメはしなくてもいいのではないかなと、今は考えております。

1点確認を、このパブコメ以外に市民からの意見を募集する方法として、議会ホームページにフォームを設けてということでありませうけれども、これはどのような形で、例えば、それを行った場合に、反映をしていくという形はどのような流れになるのか、お伺いします。

○議会事務局長（秋武典子君） 今回の段階で事務局が想定しておりますのは、パブリックコメントですと大体の案が整ったところで、それを公表して御意見を募る、期間を定めて御意見を募るという形ですけども、なるべく早めに意見を募集するとすれば、「この条例の改正を考えています。検討しているところですので、この条例に関する御意見をお知らせください」ということで、自由に、ある程度長い期間の御意見をいただく期間を設けまして、この検討のどこかの段階でいただいた御意見をまとめて御提示して、どれを盛り込むかということをやっていければというふうに考えますので、議論と並行して募

集ができるというところでは、有効なやり方かなというふうには考えております。（「ありがとうございます。今、お話を聞いた段階では、そちらがすごく現実的に、効率を含め、また第3回定例会に間に合わせるということも考えた場合には、本当に有効かなというふうに感じましたので、よろしく願いいたします」と呼ぶ者あり）――

○議長（木原 宏君） ほかに、御意見はございますでしょうか。

○議員（稲橋ゆみ子君） 改めて、たくさんの資料を用意していただいてありがとうございます。

私は、昨日、府中の特別委員会、政治倫理審査会の条例が議員提出されたということで、その委員長を務めた方と偶然にもちょっとお話しすることがありました。

立川市の今回の倫理審査会を開いたということ、そういったことを参考にして議論されたという、そんな話をしてきた中で、改めて、やはりこの政治倫理条例を新たに位置づけている他市、他の自治体からも、私たちは一番最初、当初、事件があったときから20年経過した中で、いろんな先ほど上條委員からも当初のことは少し御説明ありましたが、また、今の時代に合ったものになっているかどうかということ、やはり確認していくということが重要だなということも改めて実感しております。

そういった中で、市のところにおきましても、20年経過の中での2023年の1月付でホームページのところにも、この事件の状況が示されている。やはりこういったことが市民も注目されているところの中では、私たちがこれから政治倫理条例をどういうふうに見直すかということは、注目が浴びられているというふうに捉えております。

そういった中では、パブリックコメントというものをやるほうが望ましいというふうに思っております、でも、その手法が従来型のパブリックコメントが是としているわけではなく、どういう形で市民が注目しながら市民参画できるかという、意見が

反映できるかということを中心に捉えて、どのような手法がいいかということを決めていくのがいいというふうに思っています。

いずれにしても、市民の意見はしっかりと聞いて、そのことに対して、その盛り込みを私たちもしていくという、そういった作業で進められたいと思います。

それで、もう一つは、そうなってきますと、同時進行していくというところで、第3回定例会に上程というのが、今のスケジュール案になっておりますが、そのあたりのところが時間的にどうなのかということとは少し、かなり決算の時期とも重なりますので、私としては少しタイトさがあるかなと思います。12月議会というような、第4回定例議会というところのほうが落ち着いた状況でということではないかなというふうに、今のところ、私はそういうふうに捉えております。

以上です。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。

後ほど、また協議の中に入っていくと、政治倫理条例の目的をどういうふうに捉えていくのかということは、当然出てくるわけでございますけれども、2月8日の駒林先生の助言には、まさにその辺の糾問的というようなお言葉を使われておりましたけれども、糾問的な仕組みに大きく変えていくということであれば、パブコメみたいなものは必要であろうし、骨格的なものを変えずに、より逐条解説等々で、政治家の倫理とはどうするのかみたいなことを規定していくという位置づけなら、パブコメは必ずしも必要ではないということになると、大事なことは市民の意見をどう伺っていくのかということで、スケジュール感を延ばしていくのも、もちろんありだと思うんですけども、いたずらに延ばしていくと決め切れなくなってくるということで考えると、この事務局案みたいなことも、市民意見を、同時並行で、この委員会を持ちながら、同時並行で意見を聞きながら、またその意見を聞きながら、どう組んでいく

か、変えていくかみたいなことであるなら、先ほど、稲橋議員が言われたとおり、必ずしも従来型のパブリックコメントという形にこだわらなくても、十分な市民参加、市民の御意見がいただけるということであれば、事実上パブリックコメントを行って、市民の方から御意見をいただいているのと同義なのかなというふうにも思います。パブリックコメントという形にこだわると、ある程度こちらの形が固まっておしをししないと示せないということになると、やはりスケジュール感、かなり押すのかなということになっていくと、ぜひその辺のことも加味すると、実効性のあるやり方を選択していく必要があるのかなとは思いますが、その辺も踏まえて、ぜひ御意見を、出されていない委員からも御意見をいただければありがたいなとは思いますが、ほかに御意見はありますでしょうか。

○議員（頭山太郎君） 先ほど、上條委員のほうから、20年前の開かれたいきさつ等を伺いまして、やっぱりその原点を忘れてはいけないなと、私も思ったところでございます。

そういった上條議員のお話なんかからすると、私も2月8日の御助言をいただいたように、②のやっぱり骨格を変えてはいけないと。骨格をしっかりと、あのときのことを忘れずに具体化していくという方法が一番いいんだろうなというふうに思っているところでございます。

市民の皆さんの御意見をしっかりといただくということは大事なことですし、注目も集まったことですので、その方法としては、やはりスケジュール的には事務局案でいかせていただきながら、パブコメではなくて、ホームページでしっかりと御意見をいただく。

そのことも併せて広報の議会だよりも、こういうことをしますということを、しっかり目立つ形で載せさせていただいて、市民の皆さんの御意見を同時並行にいただきながら進めていくというのが、よりよろしいんじゃないかなというふうに思わせてい

いただきます。

以上です。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。

ほかに。

○議員（大石ふみお君） やっぱり、スケジュールは決めなくちゃいけないというふうに思っていますので、今、皆さんからお話があったように、やっぱり骨格を変えないで具体化をしていくのであれば、やっぱりパブリックコメントという、こだわらなくて、新たな市民の皆さんの意見を聞くやり方も、ここで考えて、広く皆さんの意見を聞けるような体制とか、やり方とかを考えればいいのかというふうに思っています。

以上です。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。

○副議長（高口靖彦君） 私も、2番の骨格を変えずに基本だろうなというふうには考えています。

一つには、市議会議員、ただでさえ、どちらかというところと攻撃されるとか、普通よりも高い倫理観であるとか、高い道徳観であるとか、そういうこと求められており、そしてそれが逸脱されると攻撃をされやすいという立場にいて、様々、いろんなところから見られてという形でできていると思います。

その中で、私たちは基本的にはそれらを遵守して、守られて、行動しているというふうに思います。時々、それらが様々な事由や一時の感情等で逸脱されることがあるかと思いますが、それがどの程度なのかということだと思います。

私はどちらかというところ、できるだけ選挙で選ばれて苛酷な戦いをして、その中でその票を市民の方々にいただいで集まってきた代表だと思っていますので、議会の中では、どちらかというところ守っていく、相互に会派や考え方を変えたとしても、守っていくべき存在だろうなと。議員がどちら側に立つのかという形になるのかなと思っています。

どうしても攻撃的なことになるよりは、守られるべき存在でありたいなというふうに思いますので、

そういった意味からもさらされるとか、もしくは不当に、どうしてもいろんな非合理的な形でのものになりやすくなるような状況にはさせたくないというのが本意です。

以上です。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。

委員の皆様方から御意見を出していただいて、スケジュールに関することということでございましたけれども、共通する認識といたしましては、市民の皆様方の声をしっかりと聞いていく、伺っていく。その辺のところを、市民の皆様にも参加していただくという形をどうとるかというところでは一致できるのかなというふうに思いました。

意見といたしましても、先ほど、上條委員の20年前の話も伺って、そのときの理念は忘れずに、骨格を変えずに、より具体化していくという方向の意見が多かったのかなというふうに思いますと、どう市民の意見を聞いていくのかということでありまして、スケジュールをやはり決めていったほうが良いということでありましてしょうから、私としては、基本的にこの事務局が示しているスケジュール案で進めさせていただきたいというふうに思いますけれども、なかなか事務局にちょっとお願いなんですけれども、パブコメを実施しないとということになると、ちょっと否定的な響きになるので、パブリックコメントに代わる市民意見の募集とか、そういう前向きな表現をぜひ採用をしていただいて、市議会ホームページに、本来はパブリックコメントでもいいんですけども、よりスケジュール感を大事にして、市民の皆様方の意見も聞きたいということなので、パブリックコメントに代わる市民意見を募集しますというように形で、ホームページでそのフォームを設けていただいて、そこに市民の皆様方からいただいた意見を随時、委員の皆様方にはお示しをして、それを踏まえて会議を重ねていくということで、パブリックコメントを実質的に行ったのと同様の市民意見が得られるのではないかなというふうには、私としては

思っているところでございますので、したがって、骨格を変えずに具体化するという位置づけの中で、パブリックコメントに代わる市民意見を市議会ホームページ上で求める。当然、それにも必要な周知も行いながら、当初決めたスケジュールに沿ってスケジュールを進めていきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議員（稲橋ゆみ子君） 私は、その進め方でいいと思うんですけれども、ただ、パブリックコメントという、何かそれはパブリックコメントで市民の意見をいただいてという根拠があるわけですが、パブコメの定義というか、規則というか。

そうなってくると、根拠がない中で、私は本当に市民の意見をどう反映するかということが重要だと思うんですけれども、何か一定のそういうことで表現をすることに合わせた、何か分からない、決め事じゃないけれども、そういうのが必要なかどうか。

パブリックコメントというのは一つの枠組みである手法なので、そのあたりのところが、その規則にこだわるわけじゃなくて、目的はかにかに市民の声を反映だというふうに私も捉えているんですけれども、そのあたりのところは、やっぱり議会としての何かそういうところはどういうふうに考えたらいいなかなというところで、今思いましたので、ちょっとそのことを意見させていただきます。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。

貴重な意見をいただきましてありがとうございます。

まさに、稲橋委員のおっしゃるとおりの根拠というのは非常に大事、大切なものであると思います。

なので、当然、この今、検討会議の皆様方で時間をかけて御意見をいただいていく中で、皆様の、ここにいる委員の皆様方の総意をもって議会としての根拠、パブリックコメントに代わる市民の御意見を市議会ホームページ上でいただくというような根拠とするのが一番至極真つ当な、当然、皆様方は市民の代表の議員でございますので、この検討会議の中

で様々協議した結果、パブリックコメントに代わる、それは実効性のある、機動性、機動力というんですか。早さをより並行して、市民の皆様方の意見を取り入れられるように、そのような手法を採用したということは、ここにいる皆様方の総意で案を根拠にしたいというふうに思いますので、ぜひその辺のところでも御了承いただければありがたいなというふうに思いますので、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議員（稲橋ゆみ子君） 分かりました。

この検討委員会の中でそのように決めたということが、公表されるということが、まさにその根拠になるのかなと思いますので、市民に分かりやすい形で提示していただければと思います。

以上です。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。

それでは、意見がまとまったようでございますので、この改正までのスケジュール感につきましては、今、るる、お話をさせていただいた方向性で、根拠についても、この検討会議での総意でパブリックコメントに代わる市民意見をいただくということで、事務局のほうもその辺の表記のほうは丁寧にさせていただければというふうに思いますけれども、事務局のほうでここまで大丈夫。よろしいですか。

○議員（頭山太郎君） 今、議長おっしゃったとおり分かったんですけれども、①のところのことは、これは②と③は分かったんですけれども、①のところのここはどういうふうな確認なのかというのがちょっと、私も、お願いします。

○議会事務局長（秋武典子君） スケジュール案のほうにお示しました、この検討項目の並びの順番なんですけれども、より重みのあるといたしますか、検討に時間がかかるものから順に取り扱っていただきまして、最後のほうでは手続的な問題になるかというふうに考えております。

見込まれる論点の例として、例えば、今回政治倫理条例の目的などというところにはスケジュールの

こと、目的の再考等々議論していただくことをお出ししています。

それぞれの項目で議論の論点のところ、この形でよろしいかどうか、ほかに欠けているものですか、こうではないという修正ですとか、そういったものがあればお示しいただければというふうに考えております。

以上です。（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。

このスケジュール案で、なるべく、恐らく検討に、駒林先生から示された方向性でいろいろ御協議いただくので、恐らく時間を要するであろうボリュームの大きいものを、なるべく早く皆さんの御意見を聞いて調整をして、スケジュールの後ろの、後半部分については手続上の、比較的ボリュームというか、手続上の話になるだろうというところを列挙したということです。この考え方で問題ないかどうかだけ御確認をいただければというふうに思います。

御意見、これにはありますでしょうか。よろしいでしょうか。（「すぐく周知されているというふうに」と呼ぶ者あり）——ありがとうございます。

それでは、検討項目1、2、3につきましては、以上のとおり確認が取れましたので、よろしく願いをしたいというふうに思います。

それでは、日程1の改正までのスケジュールをどうするかは、終了とさせていただきます。

条例の趣旨・目的を再考するか

○議長（木原 宏君） 続きまして、日程2、条例の趣旨・目的を再考するかを議題といたしたいと思います。

再び資料1を御覧ください。

まず、事務局から説明をお願いいたします。

○議会事務局長（秋武典子君） ちょっと長くなります。お付き合いをよろしくお願いいたします。

まずは、（1）の現在の条例の問題点について御説明いたします。

現在の政治倫理条例は、その目的、特に倫理の指す意味合いは明確ではありませんでした。そのため、今回の政倫審の中でも、倫理が何を指すのかという点についての共通理解がないまま審査が進み、議論が混乱する原因となりました。

目的が不明だと、明文化されていないことについての解釈が人それぞれになってしまいます。例えば、取り上げられた事案が調査に適しているのか。どのくらい倫理に反するのかということが、それぞれの自由な解釈に委ねられることになってしまいます。

これでは審査に支障がある上、糾問的な制度にする場合は、何が問題のある行為なのかは漠然、不明確であれば条文として不適切とされかねません。そのため、条例改正を機に、目的を明確にする必要があると考えられます。

続いて、（2）の制定時における条例の目的を御説明します。

①の一般的な目的の部分についてですが、前回の講義で伺った内容によれば、政治倫理条例の制定が広がり始めたとき、そのきっかけになったのは、政治と金の問題への対処でした。法律の規制には当たらないが、市民から見たら問題がある行為をする議員に、議会として対応する方法として政治倫理条例は制定されました。

当初は議員を取り締まるというよりは、情報公開に主眼があり、住民の監視により議員の不正を防止することを目指したものでした。

政治倫理条例の制定や普及に関わった専門家も、政治と金の問題への対処が条例の目的としており、「政治倫理を私の利益を得るために地位を利用してはならないこと」などと定義し、一般の倫理とは区別して理解していました。

②立川市の背景です。

本市の条例も同様で、条例制定のきっかけは平成16年の入札事件、つまり政治と金の問題であり、こ

の点以外の目的については議論がなかったため、一般的な条例と同じ目的のものであったと考えられます。

続いて、(3) 背景の変化を御説明します。

前回の講義では、一般的な背景の変化として、議員の不祥事の報道の増加や多様化により、市民の目が厳しくなり、議員の職責にふさわしくない行為があったときの対処が求められるようになってきたこと。議会として制裁をしないことが難しいケースも生じ、糾問的な制度としての運用も想定しなければならなくなってきたことの説明がありました。

2点目に、本市においては、政治倫理条例の後に議会基本条例が制定されました。議会基本条例は、議会の基本規範とされ、条例の制定や改廃は議会基本条例の趣旨を踏まえた上で行うべきこととされています。そのため、政治倫理条例の改正においても、議会基本条例の趣旨を考慮する必要があります。

3点目に、本市では実際に政倫審が開催されました。この審査において、条例の目的について共通理解がなかったため、実際に審査に混乱が生じたことを踏まえて、新たな対応を考える必要があります。

以上のように、政治倫理条例の当初の目的は、政治と金の問題への対処であったこと。その後の時代の変化で、政治と金にとどまらないことへの対処が必要になってきたこと。

しかし、条例自体がそれに対処する立てつけになっていないために混乱が生じていることが、現在置かれている状況です。

以上を踏まえ、(4) の条例の目的を再考する際の論点を御説明します。

一つ目が、議会の自浄作用的なものとするか、糾問的なものとするかという論点です。

この点は、要件や手続など、どの程度詳しく定める必要があるかに関わるため、最初に御決定いただきたいと考えています。

先ほど申し上げたとおり、市民からは議員には厳しい目が注がれていること。また、立川市議会では、

実際に糾問的な運用したことを考慮する必要があります。

2つ目が、目的規定における倫理の範囲をどう捉えるかという論点です。

倫理と言えるものが何でも該当するとしたら広過ぎてしまい、抽象的過ぎて何を守ればいいのか分からない。人により判断が分かれる。恣意的に解釈できるおそれがあるという問題があります。

他方で、あまり倫理の範囲を限定すると、不適切な行為があっても対象にできないことがあり得る。全て具体化することは困難であるという問題や、限定せず、広く議員を律する必要があるという考えがあります。

これらを両立する手法として、調査対象に該当するか否かは個別に判断することを前提として、倫理について該当するかの判断の余地を残しておき、その代わりに判断の基準となる文言を目的規定の条文、または逐条解説に明示するという方法があるのではないかと考えています。

具体的には、2月8日に、先生から「政治倫理条例は議会基本条例3条2号の誠実かつ公正な職務遂行に努めること具体化と捉えるべき」との御意見を伺いました。

この部分を抜き出して、「議員の誠実かつ公正な職務遂行を保障すること」などと目的として明記すれば、この部分が判断基準になります。

そうすれば、政治倫理基準違反に該当するかどうか。どのくらいの措置が求められるかという点を人それぞれの解釈による、いかに倫理的に問題があるかという点からではなく、いかに職務遂行の誠実さ、または公正さを損ねたかという視点で判断できるようになります。

3つ目が、条例の目的規定の改正は必要かという論点です。

目的を変えるか、変えないか。変えるとしたら条文を変えるのか、逐条解説にとどめるのか。この点を決定していただく必要があります。

条文を改正した上で、さらにその意味を説明する逐条解説を作成することもできます。

なお、逐条解説は議会内部の規定のため、議員が調査請求するときや、議運などで調査請求の適否を審査するときには生かされますが、調査請求したい市民や政倫審の市民委員、裁判所などを拘束するものではないので、逐条解説がどれほど生かされるかは不確実だという限界があります。

4つ目が、目的を変える場合の方向性です。

条文改正するか、逐条解説にするかにかかわらず、目的の共有は、今後の議論の前提になります。そのため、次回までに事務局が条例の目的の案を作成できるよう、方向性を御協議いただきたいと考えております。

具体的には、先に②の部分で御説明した内容をたたき台として、このとおりに進めてよいか、御協議いただければと思います。

以上、御説明した内容について、議会の自浄作用的なものとするか、糾問的なものとするか。目的規定における倫理の範囲をどう捉えるか。条例の目的規定の改正は必要か。目的を変える場合、その方向性。この4点について御検討をお願いいたします。

以上です。

○議長（木原 宏君） 非常に詳細にわたっての御説明をいただきまして、ありがとうございます。

網かけの枠内の検討項目について、皆様の御議論をいただきたいというふうに思うわけでございますけれども、今、説明にあったとおり、非常にボリューム感のあるところで、いろいろ御意見もあるようなところだと思います。

今、説明にあったとおり、立川市がそもそも条例制定をしたときの背景、政治と金の問題を、規定を想定していたところが時代の大きな流れの中で、その議員の倫理観、政治と金だけでは縛れない部分も、市民のほうから非常に厳しい目が注がれるようになってきたと。

この倫理もどういうふうに捉えるかということで、

あまり抽象的でも恣意的な解釈ができるという意見もありましたし、限定し過ぎると、本当に問題があったときに運用ができなくなるというようなことも、今、事務局、整理をしていただいた駒林先生からアドバイスいただいたものを整理していただきました。

これを両立する方法として、この間、立川市では議会基本条例が制定をされてきたところの、議会基本条例3条の2号「誠実かつ公正な職務遂行に努めること」ということを抜き出して、法を判断基準に据えてくると、倫理というところから、一步具体化ができる。それに伴う、また対応もできるのではないかなというふうなことでございます。

先ほどの議論では、糾問的なものにしなくて、骨格を変えずに進めていくというような御意見が大勢を占めていた場合がございますが、さりとてというところもございます。

議会の自浄作用的なものにするのか、糾問的なものにするのか、倫理の範囲をどうするのかの逐条解説云々という話もありますし、目的規定の改正が必要なのかどうか、目的を変える場合のその方向性、ここで御議論いただいて方向性を、ここで全てを決め切れないにしても、方向性だけ示していただいて、次回、事務局でその方向性に沿って、より整理ができるまでの議論を、ここで進めていただきたいというふうに思いますので、御意見があればお出しをいただきたいというふうに思います。

いろいろ、ざっくばらんに御意見を出していただいて、恐らくここは相当ボリュームのあるところではありますので、その方向性、大きな方向性をお示しをいただければというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

○議員（頭山太郎君） 今回、倫理というものが、そんなに人によって幅があるのかと思ったことはありませんでした。

私が思っていた倫理と、今回問題になった倫理とが随分かけ離れていて、でも、それに振り回されたのも事実ですし、その幅だとか、大きさだというこ

とまで認識した、納得せざるを得なかったというのも、正直なところでございます。

今、このようにまとめていただいて、「誠実かつ公正な職務遂行に努めること」ということが、しっかりと主眼となっていけば、そこをしっかりと押さえしていくということでもいいのかなと思いますし、その大前提として議会基本条例、これができていますから、こことしっかりとリンクするような形に、この政治倫理条例も、ここの議会基本条例のこういったところをもって、この条例があるというところをしっかりとやっていただきたいと思います。

今、議会改革でも、議会基本条例、検証シートを書いていますけれども、やっぱり全員しっかりと出して、そして、出せばいいというものじゃなくて、内容もしっかりそれぞれが判断して、検証シートをやっていただかないといけなかったと思います、本当に。

それで、そのことを踏まえて言うと、私は、やはり自分たち自身で制定して、自分たちで律していこうというものですから、①の件については自浄作用的なものが主眼だろうと思います。

そこをしっかりとしていかないと、あまり糾問的なことになってしまいますと、またそれを納得できないとか、そういうことになっていけませんので、私は自浄作用的なものをしっかりと基本にして、自分たちで律していくということが大事だろうと思います。

②番の倫理の件については、今、申し述べましたように、議会基本条例第3条2号のこの条文をしっかりと具体的にやっていけば、倫理ということに振り回される必要はないのではないかなというふうに思うところでございます。

③の条例の目的の改正。これについては、私はあまり、必要最低限で、あとは逐条解説でしっかりと対応していくということで、そこを見てやっていくということで、よろしいんじゃないかなと思いますし、④のことについても、ここのところの目的を変

えないで、逐条解説しっかりとやっていくということでもいいと思います。

以上です。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。

ほかに御意見。

○議員（上條彰一君） 先日の駒林先生の講義にもありましたように、やはり議会基本条例が後からできたとはいえ、やはり議会基本条例との整合性をしっかりとつけるということが、私も必要だと思います。

議会基本条例の第3条の2号のところに、「自らの資質向上に努め、誠実かつ公正な職務遂行に努める」というところが入っておりますので、これは、この文言を政治倫理条例の第1条の目的の後半部分のところに、「議員の倫理向上に努め、もって」というところを補強する形で、「議員は自らの資質向上に努め、誠実かつ公正な職務遂行に努めることをもって、市民に信頼される公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的とする」というふうになれば整合性が取れるのかなということで、ここで、事務局の皆さんからの提案でもそういうふうになっていると思いますが、そういう文言にすれば、ぴたっとくるのではないかなと。

併せて、逐条解説で、少しそこら辺のひもときとかを解説をするというふうになれば、さらにそこら辺がある程度、狭からず、広からずということで、ちょうどいいところになるんじゃないかなと思います。

でも、あと、後半で議論する政治倫理基準の問題もきちんと提起を、ほかの自治体の条例なども参考にしながら、条例上の少し整合性をつけていくことが必要かなと。

相当議会基本条例の制定のときには、政治倫理条例の制定から6年後だと思いますが、いろんな議論をして、結構その当時のあるものをいろいろ集めながらも、立川市にふさわしい議会基本条例を相当議論してつくったという話は聞いておりますので、そ

ういう方法が一番いいのかなと思いますけれども、
以上です。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。
ほかに御意見はございますでしょうか。

○議員（稲橋ゆみ子君） ここでは、目的自体をこのままに、骨格としてはこのままにするか、それともここ自体も変えていくかということなんですよ。先ほど皆さんのお話からもあるように、今の私たちの根拠は、議会基本条例をつかって、そこに基づいた行動としているということが根拠になっているので、そこでの整合性があれば、それで目的はいいのかなというふうに思います。

ただ、文言自体を多少修正して、今の議会基本条例に合致していくというのは、必要ではないかなというふうに思っています。

それから、先ほど、糾問型なのか、それとも自制をするというか、自浄作用を設けるという、そういった内容としてタイプが2種類という、どちらかというふうなことを聞いていくということですけども、では、じゃ、自らの倫理というものを律していくためには、どういうふうにしたらいいのかということ、この条例、条文の中に位置づけないと、それが糾問型なのか、もう一つは何でしたっけ。

（「自浄作用」と呼ぶ者ある）——自浄作用を培っていくという、そういったものにするかということでは、やっぱり条例の中で、常日頃の反復を何をしていくかということ、例えばだからそれは研修、研修としては政治規制法、それから公職選挙法、そういったものをきちっと継続して学んでいくということが位置づいて、初めて自浄作用的なものになっていくのかなというふうに、だから、この糾弾をしていくためというのが常日頃の、それは議会基本条例の部分と重なるところがあるかもしれませんが、やはりこの倫理というところの倫理条例の中でも、そういったものが必要ではないかなというふうに、私は思っておりますので、だから糾弾型にするというよりも、自らが、議員が常に、

そこをそうならないようなものにする条例とするほうがいいのかなというふうに思います。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。
ほかに御意見は。

○議員（山本みちよ君） 一番、肝の部分なので、ちょっと難しい部分になりますけれども、これまでの議論をお聞きしまして、本当に議会基本条例との整合性、すごく大事だと思います。

その上で、やはり条例というのは、あくまでも縛りをかけていくというところのものなので、基本的に、そうすると、あまり細かくあれしなきゃいけない、これしなきゃと書き込んでいっちゃうような方向になると、なかなか厳しいものがあるのかなと。

やはり品位と名誉と、これから出てきますけれども、その倫理の向上というものも、どちらかという理念上の感覚をすごく受けるんです。なので、そこを目的として載せるのであれば、先ほどの議会基本条例との整合性をしっかりと盛り込んだ形での目的に収めておくということが一つ大事な部分だと。

やはり、この政治倫理条例ができた背景には、お金と政治の問題があるというところで、そこについてきちっとたっていく条例にして、あとは議員としてどうあるべきかという部分については、議会基本条例でしっかりと議員が学んでいくというところでできたらいいのかなと考えます。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。
ほかに御意見は。

○議員（頭山太郎君） 今、私もそう思うんですけども、やはり議会基本条例の研修をしっかりとやっていくときに、併せて、この政治倫理の条例も併せてしっかりとセットにして、これからの新人さんは議会基本条例だけでしたけれども、この政治倫理審査条例も併せて研修していかなければいけないと思います。

そういったことが、今回のことを通して、市のコンプライアンスも20年ということをやっていますけれども、私たちが風化しないようにしていくという

ことの取組が、くどくど大事なのかなというふうに思いますことと、あと、事務局が示されている条例制定時からの背景事情の変化で、市民からは糾問が求められているのかということなんです。市民委員の方とかの、この前、話を聞いていても、やっぱりいけないんだとか、ここはどうなんだとか、追及型のようなところが先んじていまして、それに引っ張られてよかったのか、ちょっと、問題はあったと思うんですけども、それが、じゃ、何かを罰しなきゃいけないとか、何かしっかりと結果を出さなきゃいけないというようなところの、かなりここに書いてらっしゃる、実際に糾問的な制度に、糾問的になっていってしまったところがあったと思いますし、それが望まれていたのかなというふうなところもあります。

ですから、ここに署名して、今度から出す議員さん方も、糾問するために出すのか、自浄作用的なところで出すのかということもしっかりと前提として考えていかないといけないのかなというふうには思いました。

以上です。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。

ほかに御意見は。

○議員（大石ふみお君） 皆さんの意見聞いて、そのとおりだなというふうに思いますので、自浄作用的なものは、もう基本だというふうに思っています。

また、目的も変えずに、やはり逐条解説も含めて、市民の皆さんに分かりやすいようなものに整えるべきだというふうに思います。

以上です。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。

○議員（稲橋ゆみ子君） すみません。付け加えて、先ほど逐条解説の件があったところで、意見として抜けていたんですけども、やはり逐条解説を明確に、細かに示しておくということは必要だというふうに思っています。

それと、私ももちろん、議員が常日頃、倫理観を

持ち、しっかりと公人としての役割、位置づけであるということを認識していくということであれば、こういう問題は起きないんだというふうに思っておりますけれども、例えば、今回の倫理審査会を開いたという、その案件が、果たしてどうだったのかというところでは、糾問型にならざるを得ない中身であったのかなとも思います。

やはり、それは困り感を持っている市民がいるわけですから、そうなってくるとただ単に糾問型か、そうじゃないかということではなく、もちろん、大きくは糾問型を主にするものではないけれども、やはり市民から出てきた意見としては、じゃ、そういう議員としての在り方がどうなのかということで、公人としてどうなのかということ、その材料を持って、今回の件は問われたわけですから、そうなってくると、その中身についての整理とか、それに違反がどうなのかということ、当然糾問していくということが段階的に出てくるわけですから、そのあたりのところがやはり、先ほど、山本みちよ委員も言いましたけれども、政治と金、やはりそこが中心になったところで、今回も当然議論されてきたわけですから、そうなったときのその在り方は、ちゃんと今回の事実をどのように受け止めて、この条例を次に生かしていくかということは、しっかりとしなきゃいけないと思います。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。

○副議長（高口靖彦君） 私たちは、前回のNさんの方のときには内容は分からなかったもので、いきなり政治倫理審査会が開かれた状況だったので、意見を言うこともできなかったんですが、ここにある政治とお金というのは、お金の相手が行政であるとか、公的機関であるとか、そういった関係と政治家、要はそこに不正がある。不正ということもそういうことだと思えます。

今回の場合は、身内の問題、家族の問題、この関係の中での政治とお金というのが、ちょっと違うかなと、私自身は思っています。なので、多分、あの

ときに、私は事前にそういうお話があれば、それはこの問題を取り上げることとしては多分反対をしていただろうなというふうに、今は思います。

やっぱり基本的には、糾問、何回も言いますが、でも、糾問的なことではなくて、だからこそ、前々回のユーチューブのときに、いろんな問題が起こした議員さんがいらっちゃって、もういっぱい事務局にも電話がかかってくるし、各議員の個人のところにもいろんな抗議の電話、メール、来ていたと思いますけれども、それでさえも。あのときは、佐藤議長がその個人にお話を聞いて、そして状況を聞いて、そして、また代表者会議での話を聞くと、本人からお話を聞くと。

そういうふうな丁寧な段階を踏んで、それで結果的には政治倫理審査会は開かなかったと思いますけれども、今回は、そういうことじゃなくて、もう何も知らないまま、一部の方等で進められていって、それで何も詳しい内容も分からないまま、資料も何も分からないまま、本人のお話も何も聞いていないまま、そういうふうになっていってしまった。これはやっぱり、どうなのかなというふうに思っています。

やっぱり丁寧に丁寧に進められていくべきだろうなど。人それぞれによって考え方が違うので、そこはやっぱりきちっと、そうしないと、それが糾問的になるとか、一部の方がそういうふうと考えられたことが通っていってしまうというふうに思うので、そこはきちっとしていくべきだろうなというふうに思います。

○議員（頭山太郎君） 前回の政倫審は、あの中で、決められた中でしっかりとそこにのっとり行われて、粛々とさせていただいて結果が出たと私は受け止めておいて、あの結果にも、私はあれでいいと、私は思っていますけれども、でも、そういうことを踏まえてするための検討会議ですから、今、いろいろと事務局のほうでお骨を折っていただいて、いかに倫理的に問題があるかではなく、いかに職務遂行

の誠実さ、または公正さを損ねたかということ論点として、今度からはやっていこうということですから、その職務遂行ということが市議会議員としての職務としてどうだったかというところを明確にしてやっていくというところで、きちっと具体的になってきているので、この中でしっかり進めていただきたいと思います。

以上です。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。

○議員（上條彰一君） 現条例のつくられたときは、やはり水道入札汚職が起こって、議員自ら襟を正すということが必要で、いわゆる自浄作用的なことが主眼として置かれたと思うんです。

それで、ただ、今日の時点、既に条例が制定されて20年近くなる時点で、いわゆる全国的な議員の不祥事だとか、それからいろんな問題の多様化だとか、そういう中で、いわゆる事実論点をしっかりとするという点でいうと、どうしてもそこら辺は糾問的な、しっかりと説明をしてもらおうということ、出した資料を事実かどうか確認をするという作業が必要になるので、やっぱりそういう性格も持たないと、やはり条例を実際に運用していくときには、審査会が機能を果たさないというふうになるんじゃないかなと。

したがって、いわゆる主は議員自らが襟を正すということなんだけれども、しっかりと起こった事実は事実として、事実なのかということをはっきりさせるためにも、いろんな手続的なもの、ときには、そういう糾問的なことなんかもできるようなことは考えておかないと、条例上の不備というのは、やっぱりまた審査会の皆さんから指摘をされるということになるんじゃないかなと思います。

○議員（頭山太郎君） 今、上條委員からも伺って、私もやっぱりあのとき、片方はカードを持っている、片方はカードを持っていないというわけですよ。

でも、それをしっかりと見ることはできなくて、どちらかがうそを言っていたんですよ。でも、それを追及することはできないわけです。委員として、

それは本当に、あの委員会を冒瀆する行為をどちらかがやっていたということは、今でも許せませんよ。それははっきりさせてほしい。

でも、そこまであの委員会はできないわけですから、それをあまり求めても、市民からそれが糾問的なものが求められていたとしても、それは明らかにできなかった、限界があったなというのは、私は正直言って思いました。

どっちかがうそを言っていて、そのまま乗り切っちゃっているんですから、それは分からないわけですよ。

○議長（木原 宏君） ちょっと整理をさせていただきたいというふうに思います。

先に行われた、実際に行われた政倫審を基に、今回、検討会議が行われているということで、先ほど、今回、事務局がこの部分を出していただいた資料は、私は非常によくできているなというふうには感心をしているところであります、やはり先に政治倫理審査会にいったときの大きな課題としては、条例の目的についての共通認識が図れないまま審議が進んでしまったというのは、今、頭山議員もおっしゃられたとおり、例えば糾問的になったときに、どちらかが真実を言っていないみたいなことがあったかというのは、恐らく事務局が整理してくれたやつで見ると、その基準が倫理に委ねられていたからであると。

だから、人によって倫理というのは千差万別ありますので、ここの資料にもありましたとおり、抽象的にし過ぎると恣意的な判断もできるし、具体化し過ぎると、本当に、例えば糾問しなきゃいけないような局面で糾問できないということが行われるということにあると、その倫理をどうするのかというのが、まさにこの②番の部分なんだろうというふうに思います。

今回、先に行われた政倫審のことについての是非は、いろいろ皆様方で御意見があるというのは、これは、当然あるというふうに思うんですけれども、

今回、検討会議でやらなければいけないのは、基本とすれば、議会側は絶えずこの自浄作用というのは働かせていなければいけないというのは大前提であろうというふうに思いますけれども、一方で、先ほど、御意見もありましたけれども、市民の側で、これは、駒林先生もその視点のアドバイスはあったんですけれども、どうしても、かつて政治と金の部分だけではなくて、この政治家の倫理的な部分に触れるところに指摘があったときには、市民は糾問的な部分もどうしても出てきてしまう部分があるといったときに、これはせつかく検討するわけですから、どちらについても対応し得るしつらえみたいなものは、一定程度、当然必要になるんですけれども、それを先ほども言いましたとおり、倫理を基準にすると、当然、先に行われた政倫審と同じ、共通認識がないまま倫理とは何ぞやというところで結論が出ない。あるいは、真実が導き出せないということになるので、事務局案といたしましては、この中で、これは先生からも指摘がありましたとおり、立川市は皆様方の総意ですが、議会基本条例というものがこの間に制定をされて、その中の3条2号には、「誠実かつ公正な職務遂行に努めること」ということがありますので、倫理からさらに踏み込んで、議会基本条例のこの議員の「誠実かつ公正な職務遂行を保障すること」というようなところに置き換えることによって、例えば糾問的なことが今後出たときには、倫理観ではなくて、議員がその市民から、例えば糾問されていることが職務上どうだったか、公正かつ誠実に職務遂行がそれによって行われなかったのかというような、誰もが判断し得る物差しを持つものに置き換えることができるのではないのかというのが、今回の、本当にこれは資料よくできているなというのがあって、先ほど上條委員がおっしゃられたとおり、皆さんの意見を聞くと、恐らく、今、現行の議会基本条例の目的部分の大きなところは、考え方は基本的に政治と金、あるいはそういった倫理観というようなもので、大きく変えるという意見

定の改正が必要かという議論のところの、ウのところに入ってくるのかなというふうに思います。目的は変えないで、ただし、逐条解説などで対応していくのかなと。

先ほどの場合だと、「条文を改正する場合でも」という、この部分に包含されてくるのかなということになると思いますので、その辺のお考えだけ、ここで全てを決め切らなくても、今日は大きなこの部分については、次回、事務局が今日の議論を踏まえて、さらに絞り込める、整理ができるような大きな方向性を示していただきたいというのが、この今のやり取りの大きな目的でもありますので、今、御意見、いろいろ出ましたけれども、共通認識といたしまして、この目的部分、検討事項にありますとおり、議会の自浄作用的なものとするのか、糾問的なものにするのかということ、どちらにも振り切るということ、なかなか現実的には、今後、どういったものが出てくるのかということ、今の段階では規定はできませんので、どちらにも対応ができ得るしつらえは考えていかなきゃいけないということだろうと思いますし、倫理の範囲をどう捉えるのかということも、先ほども言いましたとおり、倫理を議論すると、意見とすればいろんな意見が出てまとまらないということであれば、議会基本条例の3条2号「誠実かつ公正な職務遂行に努めること」というところに置き換えて、それを尺度として判断していくというところに置き換えていったらどうかと。

それを踏まえて、目的規定の改正、要するに、今の現行の条文を、この辺の議会基本条例の3条2号部分を加筆して修正していくのか、あるいは文言は変えずに、逐条解説の中で、そういった説明をしていくのかというようなどころなんだろうというふうに思いますので、加筆していくのか、あるいは目的の条文はこのままにして逐条解説でいくのかみたいなものの、場合によっては、次のときに両パターンをお示しするみたいなどころで、次回御検討いただくというようなことでも、あるいはいいのかなとい

うふうにも思うんですけども、少しその辺の絞った議論をしていただければと思います。

○議員（頭山太郎君） 今、議長からありましたところの、まず自浄作用的なものとは糾問的なところで、事務局から糾問的な運用をするためには、要件や手続などに未規定な部分が多過ぎるとあるんですけども、どちらでもいいようにつくるとなると、そこから辺のところはちょっとどうなのか、事務局にお尋ねしたいと思います。

それから、今、議長おっしゃったところのことで、上條委員のお考えもよく分かるところなんですけれども、どちらがちょっと分かりやすいのか、後の人からとかも見て、この熱がきちんと伝わるように、やっぱり逐条解説には、いかに倫理的に問題があるかじゃなくて、いかに職務遂行の誠実さがあると。そこを見せたいんですということ、条文じゃないところで逐条解説を入れたほうが分かりやすいのかなということもありますから、これは次回のあれで、今、議長おっしゃったように、両方ちょっと見てみるのも、一番肝のところなので、皆さんが後から困らないように、このとき、つくった状態がよく分かるようにしてほしいと思います。

ちょっと初めのところだけ、事務局にちょっとお尋ねしたい。

○議会事務局長（秋武典子君） 先ほどまでの議論のところ、自浄作用的なものも基本とするんですけども、糾問的な取扱いも可能性としては残るというお話でありますと、やはりそこに備えた規定の作成は必要でして、手続的に、例えば弁明の機会ですか、そういったものがしっかり定められていないと、糾問的な取扱いになったときに耐えられない。また、それを組み立てながら審査をしていただくということを、また繰り返さなければいけないので、そうではなく、定めておく。その可能性があるのであれば定めておく必要はあると考えます。

また、ちょっと余談になりますけれども、2点目のところの、条文を改正せずに逐条解説でとなりま

すと、先ほど御説明の中でも申し上げましたが、議会の中では逐条解説というものが尊重されますけれども、市民の方から何か調査請求をしようと思ったときには、条文のほうがやはり有効になりますので、どちらかというところでお示しいただいて明確にして、さらに詳しく逐条解説で思いを伝えるですとか、成立過程についても詳細に伝えるですとか、そういった方法もあるのかなというふうに考えております。

以上です。

○議員（頭山太郎君） 分かりました。

じゃ、糾問的なものも、実際始めるとやっぱりこういう問題の議員がいるんだということですから、何とかしっかりと判断を下してくださいということですから、糾問的になっていく方向になっていくのかなと思いますけれども、時はあるとは往々にして考えられるので、そこはしっかりと手続的なところは、未規定なところはしっかりと規定しておいていただきたいなと思います。

条文でしっかりと、市民の方が分かりやすくするのであれば、両方出していただいて、次回見たいと思いますけれども、市民の方にそこが、ここが引っかかるんじゃないかというところは分かりやすくしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。

まさに、今のやり取りに割と本質なところがあって、我々が幾らこれが自浄的な政倫審改正をして、自浄的なものなんですよと言っても、その縛りが逐条解説をやっても、議会がそれに縛られますけれども、市民、あるいは裁判所というところは、その法的根拠はありませんので、糾問的なことはしないでくださいと言ったときにも、なかなかそれをノーということを議会側で言えないとなると、事実上、それで先の政倫審も糾問的な、実質的には糾問的な運用もされたということになると、当然、今、ここは目的部分なので、後段、これから先に進んでいくと、

政倫審への付託の可否云々みたいな話の中とかで、当然、これ、糾問的なことになっていったときの調査対象議員の防御権みたいなところも出てくると思っていますので、糾問的なものが出た場合、防御権としてどういう、これは頭山委員がおっしゃられたとおり、糾問的なことが仮に出されたときに、どういふうにそれを想定して、運用をつくっていくのかというものは、当然、セットとして考えていかなければいけないということで、それはまた後段の部分になるというふうに思いますので、今の部分は目的の部分で、どういう共有目的を持っていくかというようなところがございますので、今の細かいことというのは、また後のところで、当然出てこようかなというふうに思いますので、今回、ここの部分は目的の部分の考え方の、先ほど言ったところの共通の方向性みたいなものを確認ができればと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議員（稲橋ゆみ子君） 今、いろいろと議長がまとめられて、その方向性は分かりました。

ただ、今の議論の中で少しちょっと意見も含めてお話ししたいんですけども、先ほど、高口副議長のほうから、今回の取扱いについて、事前にもう少しいろいろと中身が分かっていたら、開催に至らなかったのではないかと、そういった御見解があったかと思うんです。

そうなってくると、例えば、そういうところも含めて、今、私は、ごめんなさい、位置づける、「誠実かつ公正な職務遂行に努めること」という、この中身がどこに限定しているのか。とてもすごく、職務としてはちゃんとやっているよと、何も議会には影響がないよというものじゃ駄目なんです。すごく広く、それは公職選挙法も含めて、すごく、広くそこがどういふうに影響しているかということも見ていかなければいけないので、そうなってくると、私、議会基本条例3条2号を目的に入れるというのは、私としては必要だと思うし、これに関して逐条解説を、やっぱり明確に入れていくということが重

要だというふうに思っています。

すみません、ちょっと意見として。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。

稲橋委員、その御意見は至極真っ当で、実はこれ、次の3の部分でかかってくることで、当然、今、この目的の方向性を共有して、当然、じゃ、誠実かつ公正な職務遂行とは何だというようなことは、当然、次のところで、じゃ、どう今度は付託の可否を問うていくのかみたいところでその基準が必要になってくるので、今の稲橋委員の御指摘は、次の部分で取扱いをさせていただきたいというふうに思います。

いろいろ議論も尽くされてきたというところで、御意見も出されてきたので。（「一回まとめますか」と呼ぶ者あり）——はい。じゃ今までの部分のところを議会事務局長のほうでまとめていただければと思います。

○議会事務局長（秋武典子君） そうしますと、現在の検討項目、4つ挙げさせていただきました。

①議会の自浄作用的なものとするか、糾問的なものとするか。

こちらにつきましては、間を縫っていくという御意見をいただきました。

基本的には自浄作用的なもの、日々そういった自浄作用的なものとして意識するんだけど、場合によっては糾問的な審査にもなっていく。なので、それに備えたものとするというお考えというふうに理解しました。

②目的規定における倫理の範囲をどう捉えるか。

こちらは議長におまとめいただきました。この倫理というもので判断する、基本に置くのではなく、基本条例の3条2号、こちらを基本に置き換えていくという御意見をいただきました。

③条例の目的規定1条の改正は必要かというところで、こちらについては改正するか否かについては現段階では判断はしないけれども、両案次回に提示させていただくという形で、そちらについて御審議を次回いただくという方向にしたいと思います。

④目的を変える場合、その方向性ですが、こちら②とかぶりますけれども、先ほど申し上げたように、議会基本条例、こちらを基本にして判断できるように整えていくということによろしいかと思います。

以上です。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。

今、御議論いただいたところも大変な、いろいろな御意見が出て大変勉強になりましたけれども、目的の部分に関しては、今、局長のほうでまとめていただいた方向性で、次回両案つくったものを事務局のほうから御提示をいただいて、御議論をいただきたいというふうに思いますので、ぜひよろしく願いをしたいと思いますけれども、ここまでで目的の部分では、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。

それでは、目的の部分については終了とさせていただきます。

政倫審への付託可否を議運で判断するか

○議長（木原 宏君） 続きまして、日程3、政倫審への付託可否を議運で判断するかどうかを議題といたします。

再び資料1を御覧いただきたいというふうに思います。

過日、駒林先生からも示された部分でございますので、事務局から説明をお願いしたいと思います。

○議会事務局長（秋武典子君） 3、政倫審への付託可否を議運で判断するかについてでございます。

本来、スケジュール案にもお示ししたとおり、付託に関することは、後に検討することとしておりますが、倫理についてどこまで具体化すべきかという問題は、調査請求を議運で審査するかどうかによって左右されるため、今の段階での御協議をお願いいたします。

まず、（1）の現在の問題点を御説明します。

会派アンケートでは、恣意的な調査請求を危惧する意見がありました。実際に、他団体では調査請求の妥当性に疑問を感じざるを得ない事例があります。現状では、議長は調査請求の提出先という位置づけであり、政倫審に付託するかどうかの判断をすることが想定されていません。そのため、形式上不備がないものを政倫審に付託しないことは困難です。

しかし、趣旨を誤解した調査請求や悪意を持った調査請求がなされた場合でも、一旦は政倫審の審査が必要になります。政倫審が開かれるとしたら、それだけでも報道されることや、審査に応じる負担を強いられることなど、対象議員にとってはダメージになります。

そのため、ある程度はこれを抑制する仕組みが必要ではないかと考えられます。

また、今回の政倫審では、審査会で調査請求の適否と基準違反の存否の両方を審査しなければならず、負担だったとの御意見もありました。

まずは、(2)の解決の方向性を御説明いたします。

調査に適さない請求が政倫審に付託されないようにする一つの方法として、政治倫理基準を明文化し、具体的にすることが考えられます。

しかし、あらゆる要件を明記し尽くすのは不可能です。また、仮に重大な案件でも、規定の中に示されていないと政倫審で調査できないということでしたら、それも硬直的に過ぎると言えます。

もう一つの方法は、付託の可否を事前に審査することです。

先日の講義でお話がありましたように、審査を公開の場である議運で行えば、適切な取扱い担保されます。他方、調査請求の可否が議会の裁量に委ねられるということは、市民からは後退と受け取られる可能性は残ります。

以上、御説明した内容について、付託案件の適正化を図るための仕組みとして、政治倫理基準を具体的に設けるか。政治倫理基準はある程度抽象的にし、

議運で審査するか。このどちらがよいか御検討をお願いいたします。

以上です。

○議長(木原 宏君) 説明は以上のとおりであります。

網かけの部分の二つ、1、2というような検討項目が示されたところでございます。ここについても、先ほどの議論に引き続き、より踏み込んだ議論が必要になるのかなというふうに思いますので、ぜひ皆様方の御意見をお伺いをさせていただければというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、御意見がございましたらお出しをいただければというふうに思います。

非常にここはデリケートなところでございますので、具体的に、全て盛り込めればそれにこしたことはないんですけども、全て盛り込めるかどうかというのは事実上難しく、どうしてもその判断が、基準のはざまみたいところは、グレーゾーンみたいなところが出てまいります。

あまり盛り込み過ぎても、そこに規定がないものに関しては、じゃ、取り扱えないのかというような硬直的なことも、この①、具体的な倫理基準を設ける場合には、そういった弊害というんでしょうか、どうしても、ここで全てを包含して、網羅してということは、なかなか現実的には、どちらにしてもできないというようなことが出てきます。

そうしますと、抽象的な、ある程度規定を決めて、その都度、議長に、提出先は議長になっているんですけども、議長は形式上、今、書類の不備がなければ、やろうと思えば議長の判断で、「いや、これは適切じゃないから取り扱えません」とも、一方で、言えるのも言えるのかなとは思いますが、なかなかそれは、例えば仮に市民からそういったものが出てきたときに、なかなか、時の議長の判断だけでその可否を決め切るというのは、今のところ、その判断基準は明確なものがないので、先の駒林先生のお話では、提出先は議長と。議長が可否の今

判断基準を持っていないので、ある程度の倫理の基準に照らし合わせて、そこに大きく外れていないようなことが提出、議長にされた場合は、公開の場での議論である議運に諮って、議運でその可否を判断してもらおうと。

先に踏み込んだ、そのときの駒林先生のお話ですと、そこから政治倫理審査会に付託されるわけですが、先生が驚かされていたのは、そこに市民公募の市民も入っていて、専門家も入っていて、議会、議員も入っているということで、よくこれでまとまりましたねということは、逆に驚かされていて、一方では、この2番の部分で、例えば、ある程度の倫理基準を設けて、議長に提出されて、議運に付託をして、そこで可否を判断してもらおうと。

そこで、これは取り扱うべきだという議運の話になった場合、政倫審に付託されたときに、今後は、その付託先である政倫審の委員は専門家に委ねていったほうがいいんじゃないかみたいなことも、先生のアドバイスの中にはあったというふうに記憶をしているところでございます。

つまり、なかなか具体的な倫理基準というのは一定程度は構築できるけれども、あらゆることを想定して、そこに基準を設けることは事実上不可能であるということ、これは皆さんも御理解をいただけたところだというふうに思います。

ですので、ケース・バイ・ケースが発生した場合、議会の認識として、議長から議運のほうに判断を委ねると。その代わりに、そこから先、審査会のほうには議員は入らないと。議会の論理が働かないように、審査会のほうのメンバーを人選したほうがいいんじゃないかというところまで御議論があったように記憶しておりますので、その辺の部分も踏まえて、皆様方の御意見を出していただければと思いますので、よろしく願いをいたします。

○議員（上條彰一君） 私は、提案されている②の抽象的な倫理基準プラス、議運で審査というのがいいんじゃないかなと。

やっぱり当時の、今の条例の規定では、結局要件さえ、人数要件、議員の人数、それから有権者の人数の要件さえ満たしていればということで、当時の福島議長、相当悩まれたんじゃないかなと思います。

やっぱり、それから実際に請求議員になった方と、そうでない議員との認識差というのもあって、先ほどの高口副議長のような、そういう思いというものもあるんじゃないかなと思いますので、やっぱりそこから辺を補うという点では、抽象的な倫理基準、どんなに精査をしても抽象性というのは伴うわけで、そこを補う意味で、議運で審査もして、しっかり議会の、少なくとも議員の認識としてはきちっとするというのが適当なところなのかなと。

やっぱり全国的には結構、ためにする審査みたいな格好で、審査にあまりなじまないというのも、結構出るということになれば、当該の審査請求の対象議員となった議員の弁明ができる、そういう権利だとか、そういうのもきちっと備えていかないと、一方的に言われるだけみたいなことではまずいのではないかなと。

これは後でのところになってくると思いますが、それが今の現段階で、私なんかはこうしたいほうがいいんじゃないかという思いです。

以上です。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。

ほかに御意見は。

○議員（山本みちよ君） 私も、この件に関しまして、今、上條委員からあったように、②の抽象的な倫理基準プラス、議運で審査がふさわしいかなというふうに判断いたします。

先ほどの本当に高口副議長からもありましたけれども、本当に議会のことで自浄作用を起こすといったときに、情報量が全然違うということも大きな課題だと思いますので、そこをしっかりと担保するという意味でも、議運にかけるというのはありだと思います。

一つ懸念として、市民から後退と受け取られる可

能性はあるというところが、御指摘、先生のほうからありましたけれども、やはりこれも公開の場での議運の会議になるので、そこでしっかりと議論をしていくことを示すというところに対応できればいいかなと思います。

以上です。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。

ほかに御意見はございますでしょうか。

○議員（大石ふみお君） 先ほどからお話ししているとおり、やっぱり自浄作用をするということで、議会で決めるということは必要だというふうに思いますので、やはり②で、議長判断、大変厳しいというか、書類がそろっていれば出さなくちゃいけないということもあるんですが、それを変えるためには、やっぱり議運にかけるといことが公開の場で示されるので、僕はいいかなと思います。

以上です。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。

ほかに御意見は。

○議員（稲橋ゆみ子君） とにかく今回の状況を振り返りながらの発言になるわけなんですけれども、やはり議員同士、これは議員の人数の定数割合で請求できるということで、それに基づいてやったわけなんですけれども、初めてのことで、議長がその取扱いをして、ダイレクトに審査会のほうにという、そういう流れとしてはなっていたものがどうだったかというふうに振り返れば、私たち請求側の議員も、きちっと他の議員に、その状況が何でそのことを私たちは請求をしたのかということも伝わりにくかったというふうに思っています。

ですから、そういう場がどこだったのかというふうに思ってみますと、やはり公の公開された場はどこかという、今の状況の中では議運がその一つの場所なのかなというふうに思うと、そこできちっと請求議員が、何で私たちがこの請求をしたのかということも含めて、証人喚問じゃないですけども、そういうことも公開されて、インターネットで流れ

てくれば、何がこれから取り扱われて、何が始まるかというのは、前段として明確になってくるのかなというふうに思いますので、私もこの②がいいと思います。

ただ、それが先ほど、後退になるようなというふうに思われると、実はこちらのほうが前段として市民にきちっと情報提供して、これから始まるということが明確になるということは、後退というよりは、ここの議運の中で判断するというの是一個ワンクッション出てくることがどうかということちょっと置いておいて、やっぱり議論を公開して見せていくということは、私は前進の部分であるかなというふうに思いますので、そのあたりをやはり私たちが前へ進めたというところを捉えて、決めていくということができないかというふうに思っています。

以上です。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。

○議員（頭山太郎君） ②で、私もいいと思うんですけども、議長は受け取って、そのまま判断とか、そういうことじゃなくて、書類が通っていれば、そろっていれば議運に投げて、議運で、そこで話し合われるということですけども、そこで、じゃ、どういうふうにやっていくのかとか、最終的には決を採るしかないと思うんですけども、その決を採るまでに、ミニ審査会みたいになってもあれですし、どれをもって判断するのか、本人を呼ぶのかとか、そこら辺で、どこら辺までやって、じゃ、あとは専門家に、政倫審に任せようとするのか、方法としてはこれでよろしいのかなというふうに私も思うんですけども、先生がやってくださった御提案の中で、なるほどと思ったところでしたので、ただ、そこら辺の議運の中でその行うというのはこれから大事なのかなというふうに思います。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。

○副議長（高口靖彦君） 私も、この2番でいいと思うのですが、その上で、事前に、やっぱりそういう情報共有みたいな場が、要はこれ、一回上がる

と、議運に上がります。なので、公開、その部分でもう既に公開なんです。そのときに初めて知るといふ状況は、そのときに初めて議会のメンバーが知るといふことは、私はどうかなと。

要は、これ、やられた側になると分かる、立場に立つと。例えば、全く知らないところで、ある会派とある会派が進めてきて出して、それを全然知らないで、自分の会派の議員のことについて話がぼんと上がってくるといった場合に、もういきなり議運になるということを考えてみていただきたいなというふうに思っています。

だから、そういったことを、手続上としてはこうなると思うんですけども、要はこれって、すごく百条委員会とかに匹敵するのかなと思われるんですけども、非常に大事なことになるので、そこを条例上にかけるかどうかというのは別としても、そういったことの暗黙的なというか、今後の取扱いみたいな。そうしないと、私はそれが恣意的なことにつながっていきかねないみたいな。もう議運に諮られた時点で、既にそれはマスコミに流れたり、いろんな形で騒がれたりみたいな。

たとえ、それで政治倫理審査会が開かれなかったとしても、それがその議員にとっての、やっぱりダメージというか、様々なダウンというか、本人の、につながっていくと思われるので、そこを、だから、それをもしあれするんだったら、私は提出議員の数を今の4分の1からもっと増やすべきだというふうに、これは後からになるかもしれないんですけども、そういうふうな形にもつながっていくのかなと。

これは、私は自分がそういう立場に立ったので、非常に感じる場所なので、そこは考えて、いや、自分がもしそういうふうになった、自分の会派が、自分のところがというふうになったときのことを考えてみていただければなというふうに思います。

○議員（上條彰一君） そこら辺の点は、やっぱり手続問題ということで、施行規定なりにしっかり定める必要があると、私も思います。

それで、この間の駒林先生の提案でも、いわゆる政倫審の付託が必要なかどうか。要は、この政治倫理条例に抵触する疑いがあるかどうかというのは、やっぱり一定の専門家の見解を聞くということも必要なので、そこら辺を議運の場でやるということも、ひとつ手続上では必要で、いわゆる議員だけで判断するというんじゃないくて、一定のそういう専門家の見解なんか示してもらいながら、やっぱりこれは政倫審にかける必要があるという判断をしていくということではできないかなと思いますけれども。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。

私も、いろいろ皆様方の今の議論を聞いていて、先に行われた政倫審の部分、入り口の部分は前議長の福島議長がお務めをいただいて、恐らく大変な、いろいろな悩み、葛藤はあったらうなというのは推察できます。

私は、出口の部分の預からせていただいた形になるんですけども、やはり出口の部分も、どこまでのものをどういうふうにとやるのが、まず、明確なルールがなかったので、一定程度の批判もされましたし、それは甘んじて私も職責で受けていきましたけれども、やはり時の議長の判断というのは非常に重くなる、今のままいったらなるなというのが率直な感想であります。

先ほど、副議長からもお話がありましたとおり、調査請求権になるときは、駒林先生からは人数をあまり規定を厳しくすると、それも市民には後退みみたいな形になるので、あるいは2会派共同の人数、ある一定の人数があった場合の提出にしたほうがいいんじゃないか、いろいろ示唆に富んだアドバイスはいただいたので、その辺のところは、また細かい調整ということになるんだろうと思います。

高口副議長がおっしゃられたとおり、いきなり調査請求が議長に上がって、じゃ、それを書類だけ整っていれば、議運に送りますということになると、

確かにそこからいきなり公開になると、やっていないことの証明というのは、皆さん御存じのとおり、悪魔の証明と言われる、世間一般的には言われますので、その名前が、疑わしきという形で名前が出された段階で、非常にダメージを議員は負うということも考慮していかなきゃいけないと、私は議長職を預からせてもらって、今の議会の運用ルールにのって現実的に考えると、まず、議長に調査請求がなされて、その可否を考えるときには、まずは普通に、一般的に考えると、代表者会議を招集するんだろうなというふうに思っています。

これは、私の今の現段階の個人的な考えでございますので、そうしろということではありませんので。

代表者会議、いろいろ考えはあるんですけども、まさにこういうプライベートにまで踏み込むようなもの、立川市で起こるような事件、あるいは事故も含めて、センシティブな課題を扱うのには、代表者会議というのはある一定の意味合いもあるのかなというふうに思うと、議長に出されて、その可否を問うときに、こういったものが出されましたということで代表者会議で諮って、議運に送る必要があるか、ないかを代表者会議で諮って、それが今の議会のルールと同じだろうなというふうに思います。

その代表者会議の中のことは、基本的には議事録は残らないということで、表にも出ないということになりますので、そこで各会派の代表に御判断をいただいて、この内容ならということで議運に送って、議運でオープンになっていくというようなことであります。

ここで心配があるとおり、市民からは後退と受け取られる可能性はあるという指摘があるんですけども、私は稲橋委員と同じで、ここは公開の質疑になりますので、それは広く市民に質疑内容を見ていただければ、事のあらましというものは市民の皆様方につまびらかにされていくのかなというふうに思っております。

例えば、議運に送られたときは、今、議会改革の

特別委員会でも、この間、議論がありましたとおり、議員間討議の仕組みをつくっていかうとかという話も一方では出ておりますので、そういった制度の仕組みを整えば、あるいはそこにそういった議員間討議を差し込んでいく。

あるいは、これも議会基本条例に照らし合わせて、参考人招致、あるいはそういった専門家をそこに呼んで、この案件についてはどうかと。あるいは、調査請求をされた方の話をそこで聞いて、まず議会で、議運で、そこできちんと判断をできるような、しつらえです、これは。しつらえをつくって、そこで政倫審に付託するかどうかを議会側でしっかりと判断ができるしつらえは必要なんだろうなと。

そこまでの質疑を経て、それでも付託すべきということに関し、そういうことになるのであれば、それはもう政倫審に送るべき事案が発生しているという議会の判断になると思いますので、その先は政治倫理審査会に付託をしていくというような、この大まかな流れが妥当。

つまりは、皆様方がおっしゃられた、この2番の部分が、やはり妥当なのかなというところは思うんですけども、大きな方向性としては、2番でいいのかなと思いますけれども、当然、これに伴う細かい考え方の整理というのは、つくり込みは当然しなければいけないんですけども、それは、後にやるとして、大きな方向性とすれば、ある一定程度の倫理基準を設けて、その場合、最終的にはいろいろなプロセスを経たとしても、議会の判断ができる議運で諮っていくというような流れがいいのかなと思うんですけども、皆様方、どうでしょう。

○議員（頭山太郎君） 今、正副議長おっしゃったことはよく分かります。

代表者会議をそこにかませるとなると、代表者会議の予定ではないということで、いろいろ言われていることですが、代表者会議での流れをきちんとやっていくときには、きちんとなぞって議運でしっかりオープンにしていけないと、どういうふう

にしてこれがなっているのかというのが分からなくなるので、何かいろんな会が出ているだけになっちゃいますし、議運でやるというのもいいんですけども、その議運でやり過ぎてしまうと、同じことをまた、こうだと決めたのをまたやってくださいって専門家にお願いするみたいなの、何か二重みたいになってしまうので、あくまでも存否というところまでだと思いますので、内容までは、内容がどうかというところまではいかないようにしないと、スピーディーに、あまりそこで何か議論しても、そこら辺のちょっと先ほどの、じゃ、議運でどうやるかの組立て方にもなるのかなと思うんですけども、②ではいいと思うんですけども、そのところが大事ななというふうには思いました。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。

そこまで話になると、より具体的ことになるので、まさにそういったところは駒林先生に、次回のところでアドバイスとして、そういう御意見が出たけれども、実際どういうふうにするべきかというようなことは、アドバイスを求めていってもいいのかなというふうに思います。

当然、存否の部分だけで、可否まで踏み込むと、政倫審、要らないんじゃないかという話にまでなります。あくまで付託で判断してもらうのは政倫審。その送る、付託をする必要があるかないか、存否の部分の判断が行われるのは議会までというような形にはなるのかなというふうには思います。（「適否」と呼ぶ者あり）——適否。ごめんなさい。適否。

○議員（稲橋ゆみ子君） 新たにこの議論の中で、先ほど、議長のコメントにちょっとこだわらんじゃないんですけども、私もそうですけれども、やっぱり同じ会派というのはチームですから、共にそこから、いきなり、「えっ」て、もし名前が挙がったら驚くのは当然ですので、いや、何とかその前段で、みんなで議論できなかったかも含めて、注意もできなかったかということになるんだというような、心情的に理解できるんですけども、ただ、やっぱり

議員同士の中で、会派じゃない、会派を超えても同じ28人が、議会は一つの合議体ですから、そこから何かそういうことが一人でも出てしまうというのは、やっぱり残念なことは私も同じですけども、その同士が切磋琢磨して、やっぱり注意をしたり、そこにその注意を聞いていくって、やっぱりそこは難しいからこそ、第三者が、審査会がやっていくということなので。

何が言いたいかといいますと、やっぱり代表者会議という密室の中でやってしまうと、どうしてもそこに一段階、やっぱり違う議会の中の、そういう息がかかるというか、少しく、やっぱり市民が、市民が直接出すわけですから、私たちが出すわけじゃないので。（「その辺のこと」と呼ぶ者あり）——私たちがというか、市民と一緒に連動して、今回はもちろん必要性があったら、議員もそこに、一緒にやっていくということですけども、やっぱり代表者会議の中でやるというのは、少しちょっと私は違うかなというふうに思っていますので、そこら辺のところは、いかにやっぱり議員同士が、一つの事例は前回、某議員にいろいろ注意したというのは、私も注意して、回を重ねて、それで理解をしていったという経緯は私も見てきたので、そういうことも一つ、何か倫理審査会にぼんって送ることじゃなくてということは大事だと思いますけれども、やはり市民が上がってきた声というのは、そこを超えた重要性があるからこそ、そこに沿っていくわけですから、今の代表者会議の中でワンクッション置くというのは、ちょっと私は適正じゃないかなというふうに意見として言います。

○議長（木原 宏君） 代表者会議の考え方というのはあれなんですけれども、今までも議会運営とかの部分で代表者会議云々というのは、私もある一定のいろんな御意見が出ちゃうのは、これは否定はしないんですけども、例えば、プライベートに係る市民の事件、あるいは事故というものの情報共有も実際には、今、代表者会議で、情報共有という意味

合いで、まずはそこで表には、例えば、事件であれば当局のほうからは、まだオープンにできない情報なんだけれども、取り急ぎ議会に報告をする必要があるので報告をしたいんですけれどもという、それを受ける仕組みが議会の中でないのに、じゃ、そこでいきなり、例えば、当局に議運の場で説明してくださいと言えば、当然、それオープンになっちゃうわけでありまして、何もその、何か隠したいとかということではなくて、一定程度、そこはやり方なんだろうというふうに思いますけれども、いきなり、例えば議長に適否があるのか、ないのか判断しろという、今はそうになっておりまして、じゃ、そこから議運に送る、直ちに送るということになった場合は、恐らく調査対象議員になるほうも、強力な防御権も一方では付与して、あるいはその名誉が損なわれた場合は、議会として大変なこれはまた大きな、それは判断を伴うものになるので、いずれにしても、そこはやっぱり慎重に考えなきゃいけない部分なのかなと思うと、そこは大枠2のところ、皆さん意見は一致しているので、ここに向けて具体をどうするのかというところは、先生のアドバイスを求めていくのが一番いいのかなとは思ったりもしますので、皆さんの意見とすれば、この2の倫理基準を設けて議会で判断になる。ここでは議運となっておりますけれども、議運で最終的には判断すると。

そこに行くまでは、どういうふうな現実論、手続を含めて、それが現実的なのかというようなところは、今後の議論に置かせて、大枠は議長に出されて、その後、議会で判断ができる仕組みを考えていく。つまり、議運で可否を決めていくというようなところは意見が一致しましたので、この3の部分は、そこで、細かいことは、この後に任せて、大枠はここでまとめていきたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。

○副議長（高口靖彦君） その上で、追加でお願い

というか、あれなんですけれども、前回、なぜかマスコミの方が、もう議長に代表で出されるときにいられていたんです。何でか分からないんですけれども、それをすると、その時点でもう出ちゃうんですよ。その時点で名前が、その議員の名前が、まだ政治倫理が開かれるかどうか分からないのに出ちゃう。そういうやり方はいかがなものか。

いや、だから、正式に議会として公表される場、そこで初めて出るというやり方でないと、これ、議員が、もし本当に、いや、やっぱり開かれませんでしたといったときに、名前だけが、こういうふうなものが出ましたみたいなことがぱっと出されてしまうと。これはすごいダメージになると思いますので、そこはやり方を考えていただきたいなと思います。

これ、本当に誰かが、恣意的という言い方は悪いんですけれども、やると、もう同じことをされると、その時点でアウトになると思いますので、そこは慎重にやっていくべきだなというふうに思います。

以上です。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。

今、副議長からもあったとおり、事務局のほうでも、ちょっとここの論点整理をしていただいて、方向性とすれば、この2の部分でまとめられることでもありますけれども、一方で、調査対象側になる議員の、その防御の部分も併せて考えなきゃいけない部分には当然なってくると思いますので、具体、この2の部分で運用を考えていく。今後、考えていくときに、ぜひ先生の防御の部分も含めた実際の運用について、先生がいいというようなところもアドバイスを求めていくというようなことで整理をしておいていただければというふうに思います。

それでは、先に進めさせていただきたいと思えます。

日程3、政倫審への付託可否を議運で判断するかについては、2のところ、基本路線、進んでいくということで確認ができましたので終了とさせていただきます。

政治倫理基準の見直しをするか

○議長（木原 宏君） 続いて、日程4、政治倫理基準の見直しをするかを議題といたします。

再び資料1を御覧いただきたいというふうに思います。

まずは、事務局から説明をお願いをしたいと思います。

○議会事務局長（秋武典子君） これまでの検討事項を全て踏まえて、政治倫理基準を見直すかどうか。見直すとしたらどうするか。御検討をお願いいたします。

まずは、（1）の見直しを検討する背景についてです。

先に御説明したとおり、糾問的な制度とする際には、政治倫理基準の漠然性が問題となります。想定外のことで糾問される。また、糾問を恐れて萎縮するなどのことにつながるためです。

また、条例の目的を見直す場合、併せて政治倫理基準も見直す必要があるか。そごが生じないかという点検が必要になります。

また、先に御説明したとおり、条例制定後の時代の変化に伴って、政治倫理基準も見直す必要がないのかという点もあります。

次に、（2）の見直しの方法を御説明します。

先日の講義で御提案がありましたように、市職員の倫理条例と、その規則を倫理を具体化する方法として参考にすることが考えられます。

条例と規則は、参考資料の1と2としてクラウドに掲載しております。

また、近年制定された他市の条例を参考にすることも考えられます。

参考資料3として、令和になって以降に制定された政治倫理条例の事例を掲載しました。また、その中から、政治倫理基準の条文のみを抜粋したものを参考資料4として掲載しました。ハラスメント、誹

謗中傷など、時代の流れを踏まえた規定が増えていることも分かります。

他団体の政倫審の開催事例は、どのような事案で調査請求され得るのか。あるいは、このような調査請求は適切なのかといった視点で見ると参考になるかもしれません。

近年開催された政倫審の報告書を参考資料5にまとめています。

また、条例の目的を見直す場合、それに併せて政治倫理基準も反映させる必要がないか、新しい目的に照らし合わせて見直しが必要ないか検討する必要があります。

（3）今日の検討事項です。

政治倫理基準の具体的な改正内容を検討するのは困難なので、改正内容は次回の会議で検討していただきたいと考えています。

次回の検討会議でどのような議論をするのか。そのために、それまでに各自で何を考えてきたらよいのか。今日は、この点を検討いただければと思います。

また、できれば、次回までに会派で政治倫理基準の改正をするかしないか、改正する場合の内容について御検討いただければと思います。

以上です。

○議長（木原 宏君） それでは、網かけの部分の検討項目について、皆様に御議論いただきたいというふうに思うわけであります。

この後、最終的に次回の会議日程を調整させていただきますけれども、その前にまた駒林先生にアドバイスをいただくということも挟んでくるんだよね。

（「はい。31日」と呼ぶ者あり）——31日に挟んでくるということで、いよいよ今日、皆様方にやってもらった1、2、3の部分の踏まえて、より具体的な条例改正に向けた取組をしていかなければいけない。

先ほど頭山委員からも話がありました糾問的なことを想定するにした場合の規定をどうつくっていく

のか。守る側の、受ける側の議員の決まりをどうつくっていくのか。

そういったことも当然出てきますので、政治倫理基準ということも見直していかなければいけませんし、見直しの方法に当たっては、こういった参考資料も多く出されておりますので、今日はこういった方向で検討、今後の検討、次回の検討をしていくのかというところを、皆様方に、具体ではなくて、今後、どういうふうに、次回ですが、方向性で、次回、どういうことまでやっていったらいいかというような共通の方向性を出していただきたい。

併せて、それが決まりましたら、次回の会議に向けて、会派へ持ち帰っていただいて、少し会派内でそれを受けた方向性の内容を整理してもらいたいということでございますので、よろしく御意見のほう出していただければと思います。

○議員（頭山太郎君） 私はやはり一番大事なところだと思いますので、全議員の認識が必要だと思います。

やっぱり政治倫理の問題、倫理というのは、ここでいうところの倫理はどういうことなのかということをも明確にするべきだと思います。

また、事務局からいただいた資料の宇和島市の資料を見ますと、反社の問題であるとか、それからセクシャルハラスメント、パワーハラスメント、人権の侵害、こういったところも昨今の問題としてあろうかと思っておりますので、やっぱり時代に合わせて追加すべきものは追加して、より市民の代表として自分たちの政治倫理を明確にするべきだと思います。

以上です。

○議員（上條彰一君） 事務局の皆さんに御努力いただいて、近年、令和元年度以降、37機関の条例が資料として配られておりますし、それから政治倫理審査会が開催された事例ということで、21の事例が上がっているということで、私も飛ばし読みで見させていただいただけですけれども、いろいろ幅があるんだなと思ったのが実際でありまして、じゃ、本

市の政治倫理基準を定めている第3条との関係でどうなのかということになれば、やっぱりいろいろ改正が必要などころもあるなと思いましたが、やはり頭山委員が言われたように、自分だけではなくて、会派としてもこういう内容なんだということを、やっぱり資料も含めて見てもらって、いろいろ意見も聞きながら、この検討会議のほうに臨みたいと思いますので、先ほど、局長から提案をされましたように、そういう方向性をきちっと認識を一致させた上で、次回、ここの文言はこうじゃないかということが提案できるように準備をできればと思います。

以上です。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。

ほかに御意見はございますでしょうか。

○議員（稲橋ゆみ子君） 私も同様に、今、パワーハラスメント、これはやっぱり人権侵害です、大きく。やっぱりそういうことがきちっと条例の中にも新たに位置づけていくということも必要だと思いますので、そういったこともこれから議論できればというふうに思います。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。

ほかに御意見はございますでしょうか。

○議員（山本みちよ君） ちょっと、私も資料のほう、まだ読み切れていないところがありますので、また今後、会派に持ち帰ったときに、例えば、この政治倫理基準の遵守の第3条になりますかね、ここも含めて、御検討をしていかなきゃいけないのかなというふうに思いますし、ちょっとある意味、時間がいただければありがたいと思います。

○議長（木原 宏君） 無理からぬ御意見だというふうに思います。

方向性としては、いろんなことを持ち帰っていただいて、今の時代に何が即しているのか、付け加えるべきなのかということをおそらく持ち帰って、全議員28人共通の認識にしていかなきゃいけないので、この委員のメンバーだけ詳しくてもしょうがないので、持ち帰っていただいて、その辺のところは会派

で検討いただければというふうには思うんですけども、ほかに御意見は。

○議員（大石ふみお君） 皆さんの御意見のとおり、やっぱり時代の変化が、早い変化をもたらせているので、やっぱり皆さん共通認識を持って、今の時代に合った政治倫理条例なりを決めるべきだというふうに思います。

以上です。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。

副議長は。

○副議長（高口靖彦君） いいです。

○議長（木原 宏君） 大丈夫ですか。

皆さん、お出しいただいたとおりなのかなと思います。あらゆることが想定されると思いますので、ぜひ、共通認識ということで、時代に合ったと、今、大石委員からもおっしゃっていただいたとおりでろうと思います。

時代に合った中での倫理の明確化というようなことが必要になってくる作業だろうというふうに思いますので、そこを共通認識といたしまして、次回、御議論をいただきたいというふうに思います。

ここまでで、事務局、よろしいですか。

それでは、共通認識の部分で皆様方、お出ししていただきましたので、この部分については、ぜひ会派持ち帰りとさせていただきます、次回までにいろいろな御議論をお出ししていただければというふうにお願いをさせていただきます。

それでは、この日程4の政治倫理基準の見直しをどうするのかというところについては、終了させていただきます。

次回検討会議の日程調整

○議長（木原 宏君） 次に、日程5、次回の検討会議の日程調整を議題としたいと思います。

次回会議は、資料2にありましたとおり、先ほどお決めいただいた資料2にありますように、4月の

開催を予定をしております。

お手元に配付いたしました日程候補を御覧をいただきたいというふうに思います。

これに基づいて調整をしていただく。黒いところが。（「議長公務が既に入っているところですよ」と呼ぶ者あり）——この黒いグレーの網かけになっているところが、議長公務が入っているところなので、それ以外のところで日程調整をしていただければと思います。

ちょっとスケジュールを出していただいて、今日が20日でございますので、直近ですと、このスケジュールでいくと10日からスタートです。10日の午前中。（「それまでに会派会議をしなきゃいけないよね」「そうですね」と呼ぶ者あり）——そうですね。それまでに。だから少し時間も欲しいということであれば。（「10日は駄目です」と呼ぶ者あり）——はい。じゃ、どんどん聞いていっちゃいましょうか。

11はどうですか。——駄目。12は。——駄目。13。——13は今のところ平気ですね。14。——駄目。

17。——オーケー。18。——駄目。19。——20。——駄目。21。——オーケー。——駄目。

24。——25、午前。——大丈夫。26。——駄目。27。——28、午後。——大丈夫。（「あとは、会派会議の都合で」と呼ぶ者あり）——あとは、皆さんの会派会議の都合で、今日が20日なので、仮に13でいくとすると、約20日間ぐらい時間的余裕は取れますけれども、この辺がいいのか、あるいはもう少し余裕を持っていくのか。

次になると、17ですね。——駄目。17を抜かすと、次ですと24になってくる。なので、まるっと一月後ぐらいになるわけですけども、それくらい時間的余裕を取ったほうがいいということであれば。——熱いうちにとというのがいいならば、13でしょうし、十分な余裕ということであれば、24です。この辺は、皆さんの意見でいいのかなとも思うんですけども、どうですか。——じゃ、ちょっと挙手で

いきましようか。

13日でいいという。——いい。じゃ、皆さんよさそうなので、じゃ、13で、午前、午後。今日は午前。——早いほうがいいですか。じゃ、午前。——じゃ、まとまりましたので、確認をさせていただきます。

次回、検討会議は4月13日木曜日午前10時から委員会室にて開催をしたいと思いますので、御参集をお願いしたいというふうに思います。

当然、委員以外の議員の傍聴もできますので、会派のほうでその旨、お伝えをいただければというふうに思いますので、御確認のほうよろしくお願いをいたします。

以上で、本日御協議いただく案件は終わりました。

皆さんから、ほかに何かございますでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（木原 宏君） 大丈夫ですね。

なければ、これをもって立川市議会政治倫理条例検討会議を散会いたします。

大変御苦労さまでございました。

〔散会 午後0時14分〕